

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第27回）

1 日時 令和6年6月17日（月）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）具体的な方策等について

（2）意見交換

（3）その他

【山本主査】 定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ」第27回会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中当会合に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は、公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員及び傍聴は、WEB会議システムにて実施させていただいております。

本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料WG27-1から参考資料WG27-3までの4点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、曾我部構成員、山本健人構成員は途中でご退出予定、石井構成員、落合構成員はご欠席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

本日の議事でございますけれども、前回5つに整理した「引き続き検討が必要な論点」のうち、積み残しになっていた

- ①「2（情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方）」
- ②「3（マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方）」
- ③「4（広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方）」
- ④「5（質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方）」
- ⑤「その他全体に共通する引き続き検討が必要な論点」

について、まずは事務局から通してご説明いただき、その後に質疑応答と意見交換の時間を設けたいと思います。

なお、本日については、WGとしてのとりまとめにむけ一通りご議論頂く必要があるため、各論点について、順番に、それぞれ20分ずつ時間を設定させて頂き、最後に、時間の許す限り全体についてご議論頂くという進め方にさせて頂きたいと思っております。

さまざま積み残した論点があるわけですが、全てを取りまとめるというよりも、コンセンサスが得られるもの、表現の自由との関係で慎重な議論が求められるものもありますので、論点についても二つのレベルに分けていただいております。オレンジの網掛け部分で優先度の高い論点を記載いただきました。今回は時間も限られておりますので優先度の高いものからご議論いただきたいと思っております。それでは事務局からご説明お願いいたします。

【上原補佐】 事務局よりご説明いたします。資料WG27-1と、合わせて参考資料WG27-1もご参照ください。

本体の資料WG27-1の方の表紙をめくって1ページ目です。こちらは前回に引き続きまして、五つの柱に整理した論点のうち、前回は最初の一つだけご議論いただいていたという状況でして、残りが積み残しの状態になっておりましたので、この残りの四つの柱、つまり、「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」、「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」についてご議論いただきまして、また全体に共通する「引き続き検討が必要な論点」というものもあるかと思っておりますので、そちらについてもご議論いただければと考えております。

それでは早速ですけれども、2ページ目、「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」となります。3ページ目から5ページ目まではご参考までにこれまでの検討状況をまとめております。こちらは、5月30日に山本主査より親会へご報告いただいた内容、今回も参考資料WG27-2として配付しておりますけれども、こちらを基本的に踏襲しております、改めてになりますけれども、ここまでは皆様にご議論・ご検討いただいたところかと存じます。

特に、この3ページ目の最後の矢羽根、情報伝送プラットフォームは自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて影響を軽減するための措置を検討・実施することが適当である。それから4ページ目の冒頭、民産学官のマル

チステークホルダーによる実施指針の策定や検証・評価を通じ、恣意的な影響予測を防ぎ、かつ軽減措置の実効性を担保することが適当である。それから5ページ目にあるように、情報伝送プラットフォームにおいては災害発生時等に備えて平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応をすることを検討することが適当である。こういった議論をいただいていたところかと存じます。

その上で6ページ目、オレンジ色の網かけ部分が「引き続き検討が必要な論点」ということとなります。こういった情報伝送プラットフォームによる社会的影響の予測・軽減措置の実施自体については、一定必要ということでご異論ないところであったかと思えますけれども、その確実な実施を制度的に担保するという必要性について、むしろ直接的にコンテンツモデレーション等を促進等した方が良いのではないかというご意見もあったところであったかと存じます。

この辺りをどう考えるかということで、今までにいただいたご意見の中から関係しうる考え方をいくつか挙げてみております。例えば、権利侵害性やその他違法性はないが有害な偽・誤情報というものがあって、この対応についてはコンテンツモデレーションを直接促進等するよりも、影響予測・軽減という枠組みで捉えるのが良いのではないかというご指摘であったり、逆に影響予測の指標を明確に設定できるのかどうか、軽減措置の実効性を担保できるのかといったところに課題があるというご指摘などがあったかと存じます。特にこの2ポツ目のご指摘については、前回Code for Japan様にご発表いただいたような、研究者に対するデータ提供というものが、一つ実効性担保の観点から重要なのではないかというご指摘もあったところかと存じます。Code for Japan様の前回のご発表資料については、今回も参考資料WG27-3として配付しておりますので、適宜ご参照ください。

それから8ページ目にありますように、災害発生時等に備えて情報伝送プラットフォームが立案すべき計画の一部として、こういった社会的影響の予測・軽減措置の実施というスキームを制度的に担保できないか、といった点も引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

次に9ページ目、「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」になります。10ページ目と11ページ目の緑色の網かけの箇所は、例によってこれまでの検討状況となります。特に、ガイドラインや行動規範の策定・推進など特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、政府による大枠の制度設計のもと、影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一次的に協議・決定を

担い、そうした協議・決定への違反、その他の機能不全が生じた場合に、補完的に政府が関与する、という段階的・多層的な形を基本とすることが適当だといったご議論いただいているところかと存じます。

他方で12ページ目、オレンジ色網掛けが引き続き検討が必要な論点となりますけれども、特に、マルチステークホルダーによる協議・決定の実効性をどのように担保するのか、情報交換に際しての個人情報や機密情報の適正な取り扱いをどのように担保するのか。このあたりは引き続き検討が必要な論点ということになるかと存じます。

続いて13ページ、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」となります。14ページと15ページがこれまでの検討状況となります。15ページにあるように、情報伝送プラットフォームや広告仲介プラットフォームによる広告の事前審査の実態を踏まえつつ、その実効性を向上させるための方策について検討することであつたり、流通後の広告について情報伝送プラットフォームや広告仲介プラットフォームが広告掲載停止措置を実施することを促進等するための方策について、検討することが適当とされたところであつたかと存じます。

その上で16ページ、引き続き検討が必要な論点となります。まずはデジタル広告の流通前の事前審査のあり方ということで、特にこの広告審査体制の整備と透明化という方策が一例として考えられておりますけれども、これについて具体的にどのような体制を整備し、それを透明化するということが適当なのか。審査体制というと人の手、人の目による審査というものとAI等の自動的手段による審査というものがあろうかと存じますけれども、それぞれの実効性を向上させる上で、例えば一定の人の関与は必ず確保するであるとか、AIの実効性を測る指標として広告主からの不服申し立ての処理状況を透明化するとか、そういった方策についてどう考えるのか、といったあたりが引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

それから17ページ、事後的な広告掲載停止措置については、透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保、対応の迅速化を通じた実施の促進、広告掲載停止措置の確実な実施といった方策が考えられますけれども、これらについて、対象とする広告の特性・性質、つまり違法性・権利侵害性・有害性あるいは流通・拡散することによる社会的影響の重大性といったところに応じて、一定程度類型化できないか、といったところも引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

そして18ページ、五つの柱の中では最後の一つとなりますけれども、「質の高いメデ

「メディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」となります。例によって19ページと20ページがこれまでの検討状況となっておりますけれども、まず広告主による取り組みの促進方策としては、マルチステークホルダーによる連携・協力のもと、広告主企業やその経営陣に求められる取組に関するガイドラインやガイドブック等を策定・公表してはどうかという話が出ていたところかと存じます。また、この際、政府や自治体が広告主になるというケースも念頭に置いて、政府や自治体におけるデジタル広告の出稿に関するガバナンス体制を構築することが適当であるというご議論もあったところかと存じます。

それから20ページ、広告仲介プラットフォームにおいても、広告主を中心とした取組の実効性を高める観点などから、広告配信先メディアの事前審査や事後的な広告配信停止措置等の取組を促進するための方策を検討することが適当というご議論をいただいていたところかと存じます。

その上で21ページの引き続き検討が必要な論点ですけれども、まず広告主向けのガイドライン・ガイドブック等ということになりますと、経営陣による主体的な取組、意識の醸成、あるいは政府や地方自治体におけるガバナンス体制の効果的な構築といったところを目的とすることに鑑み、どのような内容とし、またどのような手段で企業や経営陣、あるいは自治体等に周知していくことが効果的か、といった具体の部分については、引き続き検討が必要な論点ということになるかと存じます。

それから下の方、広告仲介プラットフォームによる取り組みの促進方策については、特にメディア審査や広告配信停止措置の基準の透明化、パブリッシャーからの苦情や不服申し立て処理といったミクロの視点も含めて、こちらについては特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律、いわゆる取引透明化法が既に開示を求める法制度を導入しているところであります。ただ、再三このワーキンググループや親会でも言及がありましたように、取引透明化法は基本的にBtoB取引の透明性・公正性向上というものを目的としておりまして、BtoCであるとか、あるいは情報流通に関する社会的な利益の保護という部分については目的とはしていないところもございますので、それを前提に、この透明化法の規律と何かしら連携できる部分があるのか、あるいはそこを補完できるような何かしらの対応が必要であるのかといった部分については、今後引き続き検討が必要な論点ということになるかと存じます。

最後です。柱については以上ですけれども、その他全体に共通する論点ということで二

つほどこのペーパーには挙げさせていただいております。一つは、既に今までのワーキンググループにおける議論でもいくつかご意見をいただいておりますけれども、やはりいろいろな方策がありうる中で、これらを情報伝送プラットフォームや広告仲介プラットフォームに求めるという場合に、その実効性を制度的に担保する必要性や方法についてはどう考えるのか。制度的に担保する場合に、執行手段やプロセスとしてどのようなものが必要かつ適当か、例えば報告徴収・勧告・命令あるいは罰金、あとはいくつかこのワーキンググループの中でもご意見をいただいておりますけれども、課徴金であるとか、あるいは民事的救済であるとか、そういったもろもろの手段が考えられる中で、こういったものが必要かつ適当か、という部分が、今後引き続き検討が必要なこととして挙げられるところかと存じます。特に課徴金については参考資料WG 2 7 - 1の一番最後のページ、65ページに、現行法上の課徴金制度というものを少しまとめた表もございますので、適宜ご参照いただければと存じます。

それから最後、対象事業者の範囲というところでございまして、例えば情報伝送プラットフォームの範囲については、利用者数やサービスの目的・性質等を勘案し、一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが考えられるといったご意見もあったところですが、これをどう考えるのか。あるいは、ここではなく個別の論点のところに記載しておりますけれども、広告仲介プラットフォームの範囲についてもどのように考えるのか、どのような指標で「一定の要件を満たす大規模なもの」というものを考えていくのか、という部分も、今後引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

事務局からは以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。それではまずスライドの2のオレンジのところを開いておいていただければと思いますけれども、主にこの辺りをご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。さしあたりこの論点にコメントさせていただきます。まず偽情報に関して、制度を考えるときに実体的な規律をどう考えるかということが、偽情報に関しては実体的な規制というのが難しい部分もありますので、そこがどこまでできるのかという問題と、実体的規律が困難な場合はどうするのかという問題があるかと思いました。実体的な規律に関して言うと現状の違法なものというのがありますけ

れども、それに加えて新規で違法なものとするのができるのかということが論点になるかと思います。それ以外で申しますと、これは先ほどのご説明にもありました通り、絶対的に違法とするということではなくて、影響評価の中で影響の大きいものを、それぞれのプラットフォームのやり方で対応していただくというやり方も考えられるかと思いますが、これは領域を区別する話ですので、実体的な規律で対応すべきものと影響評価で対応すべきものというのを切り分けるということは良いかと思います。

それから現状の法律でいうと、現状のいうかまだ施行されていませんけれども、情プラ法の26条の2項4号で、送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮して削除基準を定めるというのがありますので、そことの接続を図るということも一つ考慮に値するかというように思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。また後で少し確認をさせていただくこともあるかもしれませんが、ありがとうございます。

それでは生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。2点ほどですけれども、まず一つはこちらの特に偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションに関しては、個人的にはこれを直接的に促進するというよりも、まさにこうしたリスク等の評価と軽減というものをしっかりやっていくことが特に重要かと感じているところではあります。しかし他方で、リスクを軽減する中で、やはりコンテンツモデレーションが実質的に促進されてくる部分というのは当然あるのだろうといったときに、やはりモデレーションというのはこれまでもお話出てきた通り、AIを使って第一次的には行われることが基本的には非常に多いといったときに、何かしらの形で促す以上、誤って削除された場合などの救済手段、まさに苦情の申し立てといったことをしっかり担保することでもって、自由な情報流通の側にしっかりと力点を置いておくということも重要かと思います。そしてこれに関連して、特にリスク評価、そして軽減というように言うと、おそらくどんなリスクを念頭に置くのかと言ったようなことはある程度書き下していかなければならないのだろう。それはおそらく今まで議論に上ってきた様々なことがあるかというように思うのですけれども、例えばデジタルサービス法ですと、民主主義の言説ですとか様々なものが書かれておりますけれども、当然やはりこの基本権全体というものが入っている。そして、その基本権の中には、情報の自由な流通、表現の自由というものが当然入ってくるというように言いましたときに、ここで念頭に置くリスクというのに、例えばコンテンツモデレーションの仕方が過度であったり、あ

るいはあまりにも誤った削除等が多くなるというように言ったようなことのリスク、つまり表現の自由に対するリスクというのも念頭に置いておく価値があるのではないか。そのバランスをどのようにしっかり作っていくかというのが重要なのかと考えたのが、ここまですで大きく1点目でございます。

それからもう一つ、マルチステークホルダーの方に近くなるかもしれないですけども、やはりシステミックリスクの評価に当たって、研究者等へのデータアクセスというものが非常に重要になるというように言いましたときに、前回の発言の少し修正・補足ということになるのですが、データアクセスを支援する欧州委員会の支援がサポートしている機関として、前回EDMO（ヨーロッパデジタルメディアオブザベトリ）のことだけを挙げたんですけども、もう一つそれ以上に研究者へのデータアクセスに直接的により大きなリソースを割いている組織として、欧州委員会が直接的に設置しているヨーロッパアルゴリズムミッドトランスパレンシーセンターというのがあります。ちょうど最近もまさしく彼らが欧州委員会のガイドライン等の策定をどう支援しているかというシンポジウムなども行われていたところですけども、まさにそうしたステークホルダーの関与によるシステミックリスクの評価をしていくための、それこそ研究スタッフだけで20名以上揃えているところでございますけれども、まさにそういった組織のあり方というのも一つは考える余地があるのだろうというように思います。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。今の2点目のところは研究者等へのデータ提供ということですけども、実際の提供の仕組みなり、あるいは実効的にこの提供を促す仕組みというのはいろいろ今、生貝さんから最新の情報いただきましたけれども、この点についてまずは研究者等へのデータ提供というものを制度的に担保するかどうかということが一つ論点ですが、これについて生貝さんはこれまでもご指摘いただいていたところですが、もし他の方でこの点にご意見があれば、ぜひいただければと思います。皆さんこれについては基本的には肯定的に見ているのかどうか、もし何かあれば後で伺えればと思います。

それでは山本健人さん、お願いいたします。

【山本（健）構成員】 私も大きく2点です。1点目は曾我部先生がおっしゃったことと同じですが、権利侵害違法情報というのは別にして、有害な偽・誤情報の流通拡散等について、影響評価予測や軽減措置でやっていくということに基本的に賛成です。ここでいう表現の自由への制約としては、まず当然に事業者の表現の自由がありますし、サービス

を利用しているユーザーの表現の自由も関わってきます。そのため、影響評価の明確性や措置の実効性の確保などに関わるマルチステークホルダーとして、ユーザー側の視点が入る団体の関与が必要になると思います。この点は付け加えますが、基本的には資料に書いてある方向に賛成です。

2点目は、災害発生時の8ページのところで、私は基本的にここに書いてあることに賛成です。赤囲みになっている①から⑤については基本的にはこういう形の対応が望ましいと考えています。始期と終期についての決め方ですが、情報伝送PFに上記の対応をしてもらう災害発生時の始期終期を決めるということからすると、やはりこれはマルチステークホルダープロセスによって決めていくというところが妥当だろうというように思いますので、その決め方を具体的にどうするかというのはともかく、こういう方向性で決めていくことでいいのではないと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。1点目は非常に重要な論点で、ここで詰めておかなければいけないものかと思います。スライド6ページ目です。ここは結局、いわゆる法令に違反している違法情報、権利侵害情報それから違法情報、それ以外の有害情報について、曾我部さんの言葉を借りれば実体的な規律というものをかけていくべきなのか、それとも一定程度プラットフォームの自立性に委ねて影響評価の問題にしていくのかというところの切り分けかなと思います。今の山本健人さんのご意見は権利侵害でも違法でもない有害なものについては基本的には影響評価の枠組みの中で検討していくということがよろしいのではないかというお話だったかと思います。ここは私もそのような理解をしております。つまり違法ではない有害なものというのは非常に定義が難しいということになりますので、これを迅速化規律等々入れた場合にやはりその政府による恣意的な介入というものもありうるし、場合によってということもありうるだろうということですので、影響評価の枠組みの中で議論していくということが一つ考えられると思っております。この点異論と申しますか、曾我部さんが最初に問題提起していただいたので、この辺りについてご意見がもしあれば伺えればと思います。森さんもこのあたりについてご意見があったかと思しますので、お願いいたします。

落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。この点については、山本先生の方からもご議論ありましたが、全体としてはまず違法性はないと言う場合、この領域につきましても基本的に影響評価の枠組みでということがあるかと思っております。最終的には、違法性があ

るような場合についてもそうなのかもしれませんが、7ページの方でやはり行動規範の実施指針といますか、全体の方針自体はマルチステークホルダーで議論はするものの、プラットフォーム自体の特性であったり、そこで効果を有する対策が、外から見て一義的に指示をして意味があるものかどうか、また何が効果があるのかというのが、もちろん専門家の検証などを経てこういうものはやった方がいいのではないかと提案できる場合もあるとは思いますが、必ずしもそうではないこともあろうかとは思いますが。そういう意味ではやはりしっかりこういう方針で実施するのだということをそれぞれのプラットフォームに定めていただいて、それをまたしっかりマルチステークホルダーでも議論をして適切で具体的な目標設定なのかを見ていながら、コンテンツモデレーションの実効性を、個別の削除判断のところはあくまで自主性に委ねつつも、適切な情報流通に繋がるように実施していけることが重要なのではないかと考えております。

あと一点、6ページの二つ目のポチの役割分担に加えてマルチステークホルダーによる検証評価能力の点です。こちらの点については、おそらく具体的な内容としましては、データにアクセスをできる、アクセスをできるようにするという規律と、それと加えて、場合によって個人情報や機密情報を研究者等がアクセスする可能性があるということだと思います。そうするとこの部分については例えば個人情報保護法との関係ではそういうように渡すことについて許容するというように読めるような、機密情報もあった方がいいのかもしれませんが、そういう規定もあわせて設けておくと、こういうことで他法令との関係での適法性を担保するということができるかと思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。まず優先的に今検討しなければいけない論点のうち、マルチステークホルダーによる検証評価能力の確保手段というところで、先ほど生貝さんからあった研究者等へのデータ提供あるいは研究者等からの視点から見ればデータへのアクセスということですが、これについても落合さんもお賛同をいただきつつ、いただいた上でやはりここでの情報のやり取り、連携というものがあろうるために個人情報ですとか営業の機密情報の保全とそれに対する規律ということも同時に必要なのではないかというご意見だったかと思えます。

それからプラットフォームの自立性というものは、やはりそのプラットフォームごとに特殊性と申しますか、ビジネスモデルが違うというところもあるので、この点については硬直的に決めていくものではないのではないかとご指摘もいただいたかと思えます。

それは水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からは先ほど曾我部先生や山本健人先生からご指摘あった6ページ目の論点ですけど、山本主査の取りまとめた形に私も異存ありません。現段階ではやはり違法性はないけれども有害なものについては影響評価、リスク評価をきちんとしていただくということがやはり重要かと思います。これを継続的にやってしっかり定点観測するという事です。関連して7ページ目の3つ目のポツだと思っておりますけども、違法性はないが有害な偽・誤情報の中でより直接的な促進を図るべき領域が存在するかどうかという点については、その意味でいうと、影響評価をこれからきちんとしていただいて、定点観測しつつ、もし必要が生じたら、その時にさらに踏み込むということになると思うので、現時点ではこの部分についてやはり慎重に考えた方がいいのかなというのが一点です。

もう一点8ページ目の災害時対応のところですけども、ここでプロミネンスの議論を出していただいているので、やはり前から申し上げていますが、削除とかそういうネガティブな対応も重要ですけども、やはりポジティブな対応、信頼できる情報を目立たせるということが特に災害時においては重要になってくるかというように思いましたので、その部分について賛同しております。私からは以上です。

【山本主査】 それではお待たせしました。森さんお願いいたします。

【森構成員】 私も前回いろいろ申し上げてしまったのですけれども、今となってはおまとめいただいた内容に賛成でして、4ページをお示しいたきますと、私が一番気にしていたのは最終的にプラットフォームの影響評価に委ねて、それをマルチステークホルダーで検証評価するという事なのですが、そのときにプラットフォーム側でリスクを軽く見るというか、それは大きな問題ではないというか、モデレーションで対応する問題ではないというように判断した場合にどうするのか、スルーだったときにどうするのかということでした。実際に詐欺広告については、大きな結果が生じていますけれども、それについてはあまり大きなリスクだと思っておられないということが明らかになっていると思うのですけども、プラットフォームによるでしょうが、そのときに、なるほどだけそのようなことはないのではないかと多分マルチステークホルダーが申し上げると思いますけれども、そうやってそれでも被害が積み上がって、さてどうするかということになっていた場合に下にお書きいただきましたIIIの補完的に政府が関与すると、それは要請とかをすることになるのかというように思いますけれども、まずは当面そういうことやってみるということなかなというようには思います。今のところ非常に大きな問題を目の

前にして出発しているわけなのですが、それに対して①②③で私もいいと思うのですが、①②③まで回したときに状況が劇的に改善するかというともうそんなことはないという事はほぼわかっています。それはそれで仕方がないと、表現の自由のことを考えるとやむを得ないけれども機能しなかったときには、しっかりそれこそ法的効果は伴わないかもしれないかもしれませんが、何かその次の手段を考えつつ政府から要請なりなんなりをしていただくと、そして我々としてはそのセカンドステップを場合によっては考えざるを得ないという程度の認識で1回行くしかないのかというように私も思っております。いろいろなことが心配で特に最後の検証評価のところがうまくいかないのではないか、うまくいかないというのは意見がずいぶん違うのではないかとということで心配しておりましたけれども、やはりやむを得ないことなのかというように思いました。

それから2点目ですけれど、研究者の先生がデータに対してアクセスすることを保証することも非常に重要なことだと思いますし、特に落合先生の言われた安全な形でというのはすごく重要だと思っております、ご案内の通りですが、ケンブリッジ・アナリティカの発端も実はそれに近い面があったわけですから、ぜひそこは安全を確保した上でのアクセスの保証というようにしていただければと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは生貝さん、もう一言ということですので、手短にお願ひできればと思います。

【生貝構成員】 ありがとうございます。最後のエンフォースメントのところでも申し上げようと思ったのですが、今の森先生の2点目のまさしく最終的に政府がどう関与するのかわからないのかということに関して、例えばDSAの中ですとまず暫定措置、そして拘束力あるコミットメントを求めたり、あるいはその改善措置の中で行動規範に対する参加の約束を求めるといったようなことを含めて、非常に多段階的なエンフォースメントの構造というものを持っている。やはり例えば何かしらの強制力というものを持たせるにあたって、そのときに最初に警告でありますとかあるいは状況をしっかりと調査するというようなところを含めて、多段階的な、できるだけライトなところからを含めた関与のあり方を考えておく。そして、ある種のラストリゾートとして、例えば罰則といったものも含めた仕組みを考えるというのは選択としてあり得るのかなと思われました。それからもう一点だけ、落合先生からあったような研究者データアクセスに関する個人情報の取り扱いに関しましては、これもヨーロッパの方でも例えば法的根拠はどれを使うのかとかすごく複雑であるときに研究機関側がそういったことにまで詳しいリーガルアドバイザーを持っているわけで

はないときに、先ほど申し上げた欧州アルゴリズムミックストランスパレンシーセンターは、まさにそういうリーガルな面でのサポートも行っているというようなことを少しだけ付け加えます。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それではこの2の論点ですが、もう一度オレンジの6ページ目を示していただいて、いくつか十分にまだ検討がされてない部分もあるかもしれませんが、大まかなご意見をいただいたのではないかと思います。また後でまとめる時間があればと思いますけれども、私から付け加えることは、いずれにせよ先ほどから繰り返している通りで、違法権利侵害情報それから法令違反情報いわゆる違法情報以外の有害情報については、基本的には表現の自由に対する過度な政府の介入というものを回避・抑制するという点でも、あるいはプラットフォームの自立性を尊重するという点でも基本的には影響評価の枠組みの中で議論していくべきだという点については基本にご異論なかったというように思いました。他方で、影響評価の問題にするといってもプラットフォーム事業者様が何もしなくていいというわけではなくて、不作為を肯定するものではないわけですが、しかし一定程度の自立性というものを尊重しながら適切な規律を考えていくということになるのかというように感じました。

それから影響評価の指標の明確性等々につきましては、先ほど基本的人権あるいは基本権に対する影響評価ということが重要で、これについては明示すべきなのではないか。つまり何に対するリスクを評価すべきなのかということについては、一定の指針を明示するという、そして表現の自由、情報の流通についてもやはり配慮が必要なのではないかというご指摘も非常に重要なのではないかと感じました。

それからマルチステークホルダー等の検証評価能力につきましては、データ提供それからデータへのアクセスということ、それからその点については個人情報の規律等々の議論と併せて行う必要があるのではないかとということについてもご意見をいただいたのではないかと思います。その他諸々ありますけれども時間の関係で、まず次の論点に行きたいと思えます。

それでは3のオレンジのところですが、この点いかがでしょうか。

曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。この点については現状、存在する制度でいうと、プラットフォーム取引透明化法の官民協議会のようなものが想定されるわけですが、実効性確保ということという一つ考えられるのは、何らか約束していただい

たこと、例えば、それこそ主査がおっしゃる協定を形にして、その遵守に一定の責任を持ってもらい、違反に対して何らかのものが対応できるようにすると、単純に現状の取引先だけではなくて、例えば取引デジタルプラットフォーム消費者保護法などでも官民協議会で意見を述べるといったようなことだと思いますので、もう少しその官民協議会の結果、もちろん意見を述べるだけということもあるでしょうし、あるいは行って調停や確約のような形をとっていただいて、今に対して何らかのことをするというようなオプションも考えられるかと思います。

あと課徴金に関して私も賛成でありまして、現在では単純利益の吐き出しというだけではなくて、行政上の義務の違反に対するサンクションということが言われておりますので、このスキームにおいても利用可能ではないかというように思っております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。ここの論点ですけれども、優先的にご議論いただきたいのは上の二つの矢羽根になります。その二つ目の矢羽根は、先ほども少し議論があったところだと思いますので、主に今曾我部さんからもご発言いただいたマルチステークホルダーによる協議決定の実効性の確保のあり方について特にご意見をいただき、もちろんそれ以外のことも結構でございますけれども、特にこの辺りがご議論いただければと思います。それ以外の方がいかがでしょうか。

落合さん、その後、生貝さんの順番でお願いします。落合さんお願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。やはり実効性担保という点については、決定している内容に対して決定内容自体が法的拘束力を持つようにすることを含めるということも必要なのだろうと思います。また場合によっては調査であったり、それに対する協力義務のようなものもどのように作っていくのが重要ではないかと思います。その上で、そういったいろいろな決定にしたがって協力をプラットフォーム側がしていくということに対するインセンティブ設計ということで、先ほど曾我部先生がおっしゃられていたような行政制裁に関する制度ということもあるでしょうし、場合によってはその他の公的措置の対象にもなりうるということを担保しておく、ということも重要なのではないかと思っております。

また今後考えていくべき論点ではないかとも思いますが、情報連携を進めるにあたって、単純に義務を設定していくことが効果的なのかがあります。むしろ例えば電気通信事業法であったりですか、自動走行の関係でも議論していたりすることがありますが、一定の情報についてはむしろ必ずしも処分の対象にしないので、任意に協力して出してください

というような仕組みを作っていく方が効果的な場合もあるとは思いますが。いくつかの方法を並べながら単純に義務を設定するのがいいのか、協力をするとその分のインセンティブがあるという形にしていくのか、そこはまた今後具体的にどういう情報を取り扱っていくのかが見えていく中で、具体的なインセンティブ設計は詰めていけるといいかと思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。今の調査等に対する協力ということですが、ここはまずそういった情報提供等も含んで協力を求めるということが重要なのではないかと。ただしこの協力を義務付けるのか、それともインセンティブあるいはディスインセンティブといったインセンティブ設計によって協力を確保していくのかということについてはさらに議論が必要だけれども、そういった協力を求めるということが必要になるのではないかというのはご意見としては今重要なポイントだったのかと思いました。

生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。まず一つは、やはりそれがラストリゾートなのか、最終的なインセンティブとしての義務といったようなものの裏付けというのは何かしら検討していく必要があるのではないかと。それに関連して、例えば取引透明化法でもモニタリング会合の結果に基づいて大臣評価という形で、政府側としての評価ということを行うというプロセスになっていると認識しており、それからまたデジタルサービス法のいわゆる行動規範の実施に関しても、これは欧州委員会とそれからデジタルサービス会議がその行動規範を、しっかりキーパフォーマンスインディケーターを定めた上で、それがどの程度達成されているのかということを中心に評価をするということが法律上定められているところでございます。まさに消費者団体、市民団体、市民社会を初めとする利益というのが偏りなくしっかりと配慮されたアウトプットになっているのか、その評価の枠組みというのは、これはある程度政府が関与して行う余地というのがあるのではないかと、この点がまず一つ目です。

それからもう一つとして、これも政府関係になるのですが、データアクセス、研究者等々について記載していただいているところ、例えばこれもデジタルサービス法ですと、まず40条の1項に欧州委員会と各国のデジタルサービスコーディネーターがまさにそういった評価のためにデータにアクセスできるということを定めた上で、その後に研究者等によるアクセスというものが出てくるわけでございます。研究者等の中に、まさしく必要に応じて、政府というような主体がどのように関わってくるのか、このこともどうし

でも考慮には入れる必要があるかというように思います。さしあたり以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。既に先生方のご意見に入っているかもしれませんが、マルチステークホルダーによる連携の話というのは先ほどのコンテンツモデレーションとは違ひまして、あちらがやはりコンテンツモデレーションをやれというように法的に義務付けたりすることは難しいわけですが、こちらはマルチステークホルダーに対して情報提供してもらって、様々な形で評価検証の対象にするということは義務付けていい世界の話だと思います。それがプラ研の、抽象的なレベルでありますけれども、検討結果だったのではないかと思いますので、マルチステークホルダーの例えばモニタリング会合のようなものがあるとしたら、そこに対して情報提供してくださいということは法律で言っていることだと思いますし、当然実効性のあるものであってもいいと思います。そして、透明化法とは違うということです。透明化法のように情報提供の義務を課さないということもあるのかもしれませんが、お願いベースのものだとしますと、これまでのようになかなか情報提供していただくプロセスがうまくいかないということがあるかというように思っています。

2点目はマルチステークホルダーの構成ですけれども、これも慎重に検討していただく必要があるかと思っております。やはり最終的な評価みたいところがマルチステークホルダーに委ねられている以上、この前何かマルチステークホルダーになっていないみたいなことをシンプルに言ってしまいましたけれども、なっていないと言わずにできるだけマルチステークホルダーとしての実効性を果たすべきマルチステークホルダーをデザインするということは意識的にやっていただくべきことだと思っております。何となく消費者団体と銘打っているところをお招きしましたということでは、この仕組みの実効性は確保されないのかというように思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。いずれにしましても、当面いわゆる透明化法との差分をどう考えるのかというところで言いますと、多くの先生方がそれより実効的な規律が必要なのではないかというご意見が多かったのではないかと思います。それから最後に森さんがおっしゃっていただいた、なんちゃってマルチステークホルダーにならないための法、仕組みというものをどのように制度的に確保するのかということもやはり日本においては非常に重要なところかというように感じましたので、私からもその点は強調しておきたいというように思います。

それでは山本健人さんお願いいたします。

【山本（健）構成員】 私もこれまでの先生方のご意見に基本的に賛成です。矢羽根の一つ目ですが、とりわけEUの偽情報に対する行動規範を見ていると、とくに2022年版の行動規範では、マルチステークホルダーで作った行動規範の実効性を後からモニタリングする際に、モニタリングがやりやすい形になっているように感じております。2022年版の行動規範では、具体的な対処措置として何をするのかという、明確な措置の部分までマルチステークホルダーで規定されていて、事後的なモニタリングがやりやすいフォーマットになっています。マルチステークホルダーによる成果のアウトプットの形も事後的なモニタリングを義務付けるということと整合するような形にしていくことを意識することが、ここでは重要になってくると考えます。

2点目は、矢羽根二つ目のところの特に機密情報の取り扱いですが、EUの偽・誤情報の行動規範に対する策定プロセスの中でも、守秘義務は重要視されています。事業者としては守秘義務の仕組みがないと効果的な議論はできないだろうと思われまので、守秘義務の仕組みは必要と思います。

【山本主査】 ありがとうございます。特に上の二つの矢羽根については、ご意見が収斂しているようにも思い、もちろん細部についてはさらに突き詰めた検討が必要だということのように思いますけれども、大まかな方向性については、大体ご意見が一致しているところかというように思います。生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 一つだけ追加でというところなのですけれども、例えばDSAだとリスク評価軽減という大きな枠組みのある種の具体化の仕組みとしてマルチステークホルダーの行動規範というものが位置づけられているのですけれども、法的に明確に行動規範への参加というものが義務付けられているわけではないということもこれまでのご紹介の中でもあったところかというように思います。そうしたときに、やはりこのマルチステークホルダーの中で、どこで詳しく物事を書き込むかということ如何にもよるかと思うのですけれども、おそらくそこで合意されたこととは別の手段によって、必要なことを実施したいといったような事業者さんもおそらく存在するのだろうといったときに、ある種のコンプライ・オア・エクスプレインというのでしょうか、マルチステークホルダーで例えば合意されたことに、この部分は同じ方法をとらないけれども、こういった手段によってしっかりやっているというように言ったようなことは、やはり非常に事業環境の変化が激しい分野では場合によっては必要になってくるであろうところ、まさにある種のコンプライ・オ

ア・エクスプレインを含めた一定の柔軟性というものをこの枠組みの中にどう含めていくのかというのも一つの論点としては考えておく価値があるのかと思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。重要な視点を付け加えていただいたと思います。確かにマルチステークホルダーに加わりたくないという事業者をどのようにしていくのかというところで、先ほどの多層的、あるいは段階的な仕組みというところと関連して補完的な何かが必要なのではないか、コンプライ・オア・エクスプレインの仕組みというのも考えられるのではないかとのご指摘だったかと思います。ありがとうございます。

それでは時間も限られておりますので、特にご意見がないようでしたら、次の論点に入りたいと思います。広告の問題です。特にご議論いただきたい点の一つ、一番上の矢羽根のところですけども、この点ご意見いかがでしょうか。特にご議論いただきたいのは上の二つということですので、大きく三つ、特にご議論いただきたい論点があるという理解かと思います。よろしく願いいたします。水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からまず表示していただいた16ページの一つ目のところですけども、基本的に以前も申し上げましたけれども、やはり広告の事前審査をどうしているのかということ自体がまだ不透明なところが非常に多くて、外部的にわからないというところがあるので透明化を重視するということかと思わずし、特にAIがこの領域にどれぐらい入ってきているのかどうかという点とか、エラー率の話がこの前の15ページのところも書いていますけれども、AIで判定した上で事後的にクレームがあって、人間が例えば再審査したりしているプロセスがあるならば、それで覆った数とか割合はどれぐらいなのかとか、そういう審査体制の部分をわかりやすく出してくださいということが重要なのかと思いますので、私もこの部分については賛成ということとです。

次の17ページですけども、特に二つ目の矢羽根のところは行政手続きに関する既存の透明化とかアカウントビリティの確保の仕組みがあるわけですが、この部分について重要なのは広告の当事者間のアカウントビリティで、処分をした行政庁・諸官庁とその広告をはねられた側の間アカウントビリティももちろん重要で、それは行政手続きの仕組みでも重要視されているところではあると思うのですが、どちらかというと社会に対してのアカウントビリティとか、第三者が事後検証することを可能にしておく、要するに行政庁が余計なものをはねていないということが、外部から、当事者以外からもわかるようにしておくという点が必要かというように思いますので、その部分は現行の行政手続き

の仕組みでは難しいのかというように思いました。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。今17ページの一番上のところですが、事後的な広告掲載停止措置の対象となる違法不当な広告の特性性質に応じというところで、前々のスライドの(3)の1から4の方策を一定程度類型化することが可能かのところを一度表示してください。このスライドの下ですが、この辺りのところでした。参考までに一度ここを振り返って見たかったということでございます。曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。まず16ページの事前審査のところなのですが、こちらは今、水谷構成員からありましたように、そもそもどういう形になっているのかという実情がよくわからないというところはおっしゃる通りかと思えます。だから透明化をというのわかるのですが、なんでもかんでも透明化すればいいというものでもありませんので、もう少し実態を調べた上で必要な透明化規律なり絶対的な規律なりを考えるということで、若干この点については、どうなのでしょう。私の知識がないかもしれませんが、今何か決めるというのは時期尚早な感じもいたします。もう少し検討が必要なのかというように思いました。

それともう一つ17ページの事後的な対応の方なのですが、これは投稿だけを見て、違法性が判断できる場合と内容の精査が必要な場合というのはあると思うのです。現状は違法広告について規定がありますけれども、広告ができる事項そのものについて規定があって、ですから投稿そのもので判断しやすいというのがあるかと思えます。他方でその虚偽誇大広告のようなものやなりすまし広告は投稿を見ただけではわからないと、広告を見ただけではわからないというところがありますので、区別しないといけないと思います。行政機関による申し出、あるいは行政指導に関しては当然その行政手続き法に基づく規定というのがありますので、これを対策の主力にすることができないように思われます。時間がかかるということもあってなかなか対策の主力とはしづらいところがあるかと思えます。ですから薬機法でも削除した場合免責ということになってくると思うのですが、ただ他方で現状その利用契約上こういったものが確保できるということになっているので、免責規定して持っているという意味があるのかというのもまた確認する必要があるかと思えます。ですから、一つは現状ホットラインセンターというものもありますので、広く通報を受け付けて対応していくというような形をより進めていくようなことができないのかということが一つ見ているところで、その関係でそれを促進する意味合いもそうい

うメッセージも含めて免責規定を置いてくということはあるかと思うのですが、ただ他方で先程申し上げたように、免責規定そのものに法的な意味があるかとやや疑問に思っています。

【山本主査】 今の最後のところは、後で趣旨をもう1回確認させていただくかもしれませんが。ありがとうございます。

先に森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。まずその広告審査体制のことなのですが、これは透明化が時期尚早という曾我部先生のお話でしたが、私は別にやっていただいてもいいのではないかと考えていて、その前の15ページについて、要するに実態がわかってないわけですが、実態がわからないのはもちろん私も承知しており、たまに法務部の方からこんな感じですよと国内のプラットフォームから話を事実上伺うチャンスはあるのですが、そのぐらいのことしかわからないわけですが、やはりわからないと手の打ちようもないので、そしてこれは前澤さんの件でもあれだけ大きな問題になったわけですから、審査体制を公開していただいてもいいと思います。コンテンツと同じかそれ以上に弊害をもたらしているわけですから、ここにありますような1番2番3番みたいなことについては、審査体制の透明化について義務付けても、私は全然構わないと思いますし、むしろ必要だというように思っています。やはりわからないと介入もしにくいわけですが、まずは害が何も生じてなければ、もちろんそれはそんなところに入っていくのはよくないと思うのですが、問題は発生しているけれどもどう手を出していいかわからないという場面では透明化してもらいたいと思いますので、私はこれはやっていただくべきだと思います。

2点目は17ページの3番目の矢羽根の2ポツにつきまして、申請主体です。違法不当な広告の特性・性質に応じた申請主体ということなのですが、米印で例えば他人の権利を侵害するものを含むような広告や違法性権利侵害性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい広告に関する広告掲載停止措置に関し、当該広告が掲載されたWebページの管理者や当該広告に隣接して掲載されたコンテンツの発信者が申請することについてどう考えるかということなのですが、基本的には権利侵害情報以外のものが割と前提になっていると思いますので、そういうものについて申請主体は基本的には広くていいはずだと思います。ただ、無数に微妙なことをいっぱい言ってくれない人がいるわけです。それは違法有害情報相談センターもそうですし、今は承知していませんけれどもホットラ

インセンタ－だってそうかもしれません。そういう人はいますので、処理上の制約というのはあってもいいかもしれませんが、権利侵害情報でない違法な情報については、申請者というのはいくも考えていいと思います。

最後に3点目として、2番目の矢羽根の行政機関による広告掲載停止措置ですけれども、これはもちろん広告掲載停止のような手続きはオープンになっていただくべきだと思うのですが、実際にはあまりこれをやってないと思います。薬機法の話が出ましたけれども、薬機法でどのくらい法執行されているのかわからないですが、それ以外の分野でもあまりこれを消せみたいなことを積極的におっしゃっているのか、自分の実務的に知る限りのことですけれども、そんなにどんどん送信停止措置・掲載停止措置を行ってその透明性が問題になっているという状況ではむしろないのではないかと考えています。どちらかというと、典型的な違法な広告等に関して、それぞれの所管法令の所管省庁がどう考えておられるのか、薬機法に関しての厚労省というのはよくわかりましたけれども、それ以外にも様々銃刀法だったりとか規制薬物だったりとか、そういうものがありますが、詐欺の広告について警察がどう考えておられるのかというのは、それこそマルチステークホルダーの情報連携の中で、プラットフォームに対してそれぞれ所管省庁が違法広告の審査についてどう考えていくのかというのはむしろこちらからお尋ねしていく、マルチステークホルダーの会議から生じた問題に応じてお尋ねしていくのがいいかというように思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。まず一つ目が、広告審査体制の点についてです。広告審査体制についてですが、やはりこれもどういう形で審査を実際に行っていて、どういう対応が必要なのかの詳細までは必ずしもまだ十分情報が共有されているわけではないように思います。15ページの②に書かれているような人の組み合わせですとか、国によって特に日本の場合なので日本の特性があるのでそれは考慮してほしい、という辺りぐらいまでは実施すると効果的なのかはわかるようにも思います。16ページで書かれている中でも、不服申し立ての件数処理状況の透明化や、体制そのものではないですが、窓口を整備していただくとか、ある程度外見的なものについてはわかってきている部分はあるかだと思います。しかし、曾我部先生も本当に何をすると効果的なのか、よく探求するに値するような論点なのではないか、ということをおっしゃられているように思いました。ある程度ここまでは当然対応してもらった方がいいのではないかとある程度今書け

る部分はあるとしても、さらに今後もこの点についてはどういうことを行っていくといいのかは、引き続きどういう体制を作ってもらいたいのかは検証していった方がいいかとも思います。また、検証について、各プラットフォームで結局いろいろ取り扱っている情報や、拡散の仕方が違っていたりするとは思いますが、必ずしも画一的な基準を設けると、むしろおかしなことになってしまう可能性もあるとは思いますが。個別のプラットフォームに応じた適切な目標設定のあり方はどこに着地すべきなのかは、ここも前半で議論していた点と異なって、あまり広告の話になった瞬間にマルチステークホルダー的なものであったりだとか、目標設定とそれに対する検証という話がなくなってきている部分があります。そういう点も含めて少し考えていけるといいのではないかと思います。この点については、漸進的かというと、少しずつ深めて進めていくべきものなのかと思います。大枠として既にこれまでの状況で整理していただいた若干のところは、合意して進めてもいいと思います。

2点目としましては、16ページの中もそうですし、17ページもそうかもしれませんが、なりすましについてどう考えるのかは非常に重要ではないかと思います。なりすまして、働きかけを行っている場合が、場合によっては実際今問題になっているのはそれが犯罪の実行行為にも近いようなものなのではないかというものが、かなり多いとも思います。本人確認義務をどういう形でかけるかどうかは、また別途議論になっているところではありますが、少なくともなりすましであるものについては違法であるもの、権利侵害性があるものというのとほぼ同等に扱っていくくらいでいいのではないかと思います。一方で、17ページの不当な報告という部分については、違法や権利侵害についてはある程度、枠を定めるということが行いやすいところもあると思いますが、結局不当という話が出てきてしまいますと、前半のコンテンツモデレーションと同じで、一義的にこういうことをしてくださいということは直ちにはよくわからないというか、言葉として不当という言葉自体はわかるのですが、不当はこの局面において何を以て不当とするのかがよくわからないという課題がやはり出てくるように思っております。ここはもちろん広告の方が規制対象にしやすいとか、そういう論点は前半でまとめていただいていることがあるものの、結局不当というものをどういうようにして社会的な法規範の中で評価して、何らか活動に繋がっていくのかという意味では、コンテンツモデレーションと同じように少しやり方を工夫していかないといけないのではないかと思います。違法という部分と不当という部分については少し分けるということもありうるのかと思います。

また最後に第3点として、行政機関の点もございしますが、一方で不服申し立てなどから、第三者、例えばこれが広告審査団体や消費者団体など、こういう社会的活動されている方や、専門家などといった方による指摘も考慮に入れられるような制度があってもいいと思います。もちろんご本人が気づいてご連絡されたときにはしかるべき措置をとられるべきだとは思いますが、後になってから気付くということもどうもよくあるようであります。そのときにどういう形でそういう方々の話をなるべく聞くようにするかとも、違法広告の抑止という意味では、対策の中に入れておいていただくこともいいのではないかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。山本健人さん、お願いします。

【山本（健）構成員】 ありがとうございます。私は16ページの矢羽根の一つ目の論点になっている透明化のところですが、とくに曾我部先生のご意見に近い印象を持っています。何を透明化することがこの問題にとって効果的なのかというところの実態がつかめきれていない段階だと、透明化を要求するのは難しいのではないかと思います。透明化がどこまで意味があるのかわからない段階であるとすれば、意味がないことを義務づけるというのは難しいのかなと感じております。

事業者が、実態把握のための協力もしないということになってくれば話は変わってくるのかもしれませんが、実態把握の協力を一定程度求めて、それについて実態把握ができた上で必要な透明化をしていくのが重要ではないかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。もう曾我部さんが退室するということなので、もし今チャットで挙げていただいたことを口頭で補足いただければと思うのですが、まだお時間大丈夫ですか。

【曾我部構成員】 先ほど私は事前審査に関して透明性規律に関して慎重に考えるべきではないかということを申し上げましたところ、森先生がそうではなくて義務付けが必要だということもおっしゃったということで補足をさせていただきます。私の趣旨としては今まさに山本健人構成員からおっしゃったこととほぼ同様の部分もありまして、現状はよくわかってない中で、どういった規律を課していくのかということに関しては、もう少し実態を把握してから行うべきではないかということと、広告の事前審査に関してはプラットフォーム事業者が審査をすることでどこまで立ち入ったことができるのかという点について、私の印象では元々大きな限界があるのではないかと思います。例えばなりすまし広告に関してもタレントが広告契約を締結しているのかといったところま

で事前確認できるのかというところが私はよくわかっておりませんで、そういったところでそもそもできること自体に限界があるのかもしれないということも含めて、もう少し実態把握等をしてはいかがという趣旨で申し上げたということになります。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要なお意見だと思いますので、取りまとめについても、こういったご意見については反映できるようにしたいと思います。その上で、今森さんのご意見へのリプライということでしたので、森さん先にお願ひして、その後生貝さんにいければと思います。

【森構成員】 今の曾我部先生のお話との関係で申し上げますと、先ほどスライドの15でお示しいただいたようなことというのは、透明化していただいてあまり事業者さんに過大な負担を課すものでもないと思いますし、あくまでも透明化してくださいということでそれが良いとか悪いとかいうわけではないのでそんな負担ではないと思いますし、またこれが明らかになることによって、更なる目標を考えていくことができると思います。これまでは何もわからなかったですし、お尋ねしてもグローバルな数字しか答えられないとかそういうあまりはかばかしくなく、何も教えていただけなかった中でプラ研をやり健全性検討会をやるなど暗中模索状態で進んできておりますので、その状況に対して透明化規律を入れて改善すべきではないかと、そしてそれについてプラットフォームに大きな不利益があるとはこれを見ている私には思えませんので、そこが少し意見としては違うということでございます。

それからもう一つですけれども、プラットフォームが事前審査をすることについて限界があるという話ですけれども、これも私はあまり賛成できないと思っておりまして、プラットフォームはここでは広告事業者として機能していますので、当然のことながらその一つの広告についてコンバージョンの収益を得ているわけです。どのようなページビューがあったのか、またそれについて例えばクリックしてランディングページまで行ったのか、資料請求したのかということについて、プラットフォームはその一つの広告について課金をするわけです。一つ一つの広告出稿をして課金はできるけれども、広告審査はしないというようなことをおっしゃいますと、一部で報道されたみたいにそんなことであれば広告を全止めしろというような話にもなるわけですので、私はプラットフォームは時としてたくさん物がドバッと来ちゃって対応できない、まさにSNSの投稿みたいなものがたくさんドバッと来ちゃうから、それをあつという間に審査することはできませんと、それがプロバイダ責任制限法の立法趣旨であったと思いますけれども、そのような大量に発生す

る投稿と広告は性質が違うのではないかというように思っていますので、限界があるからできませんというプラットフォームの抗弁には賛成しないということでもあります。以上が曾我部先生への意見でございます、私が元々手を挙げていたのは、落合先生から不当な広告の範囲みたいなお話がありましたけれども、そのところは前半のモデルレーションのところでは違法でないけれども、対応すべきと言っていたものと同じ基準なのかと何となく思っておりましたので、どうでしょうかということです。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。先に生貝さんのご発言を伺ってから私の意見を述べさせていただこうと思います。生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 まず一つは、今まで先生方がおっしゃっていたことと重なるのですが、やはり広告に関しては前項目までのコンテンツモデレーション一般とは一旦分けて考えているという位置づけだとは思いますが、例えば透明化規律のあり方ですとか、あるいはリスク評価と軽減といったようなものは、むしろ同じ枠の中で、しかし特にこの部分を出出して考えるというような位置づけにすることがおそらく一つは望ましいのだろうというように思います。まさにリスク評価軽減というようなところでも、しばらくこうした詐欺広告が増えているから、被害者が増えているからこういったような人手を増やす方法も含めて対応しているというようなことをしっかりリスクを減らして結果というものを公表していただく、そういう意味で考えるのが一つだろうということとともに、実際のその体制の公表ということは、事前にこの情報をしっかり出してくださいということが、例えば難しかったとしても、先ほどから議論しているいわゆるデータアクセスということは必要に応じて行うと思いますが、まさに必要に応じて必要なことはしっかりと伺っていくという方法も考えられるのだろう。このことについては既に成立した情報流通プラットフォーム対処法の中でも28条の中で、透明性レポートの中で最後の項として、その他の総務省令で定める事項ということをしているようなことも念頭に置きながら考えられても良いのではないかとこのように思います。

それから2点目としましては、17ページのところで、ここも既に議論で出てきたところではありますが、やはり事後の検証可能性のための透明性というのは重要なのだろう。ターゲティング広告のパラメータ、それから広告リポジトリといったようなものというのは今の議論との関わりでも非常に重要なことだと思います。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。事後の検証は表現の自由の確保という点でも重要だと思いますので、この広告リポジトリ等については、積極的に検討すべきかというよ

うに私自身も思います。ありがとうございます。今いろいろご意見いただいて、15ページの緑のところですけども、特に②の透明化についてはいろいろ議論があったのかというように思いました。私自身は大きな方向性としてはこの方向で良いと思っておりまうけれども、他方で、やはり今、違法不当あるいは有害な広告というものが多く流通しているとしたときに、なぜそういうことが起きるのかという原因をしっかりと突き詰めて、まさに立法事実と申しますか、それに対して有効な対応策というのは何かということを探求していくという視座が非常に重要なのではないかと思います。そういう意味では、現状まだ何が起きているのかということが不明確なところがあるという点では、曾我部さんの御指摘というのはその通りだということもあるのではないかと思います。また、ベストな対処法は何かということがまだ十分にコンセンサスが得られていないところかと思ひますので、実態把握の重要性というのはその通りかと思ひます。ただ実態把握するには、ある程度情報が出てこないと実態把握ができないということもありますので、そういう意味では限定された形での透明性というところからスタートしていくということもあるのかというように感じた次第です。誰に対して何を透明化していくのかということをもまさに目的との関係で慎重に検討していくという姿勢が重要なのかというように感じた次第です。

取りまとめについては、コンセンサスが得られていないところについて、無理に取りまとめるということは表現の自由との関係で避けるべきだと思いますので、今のような議論があったということについてはしっかりと記載をしていただきたいと思いますというように思ひます。

それでは次の論点に入りたいと思ひます。5のところは、21ページのみということですので、それではご意見をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。落合さん、お願ひいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。一つ前の4のところでも論点として、広告仲介プラットフォームの一定の要件という話がありまして、改めて少し前の議論をお伺ひして、情報伝送プラットフォームだけではなく、広告仲介プラットフォームと両方議論をしているような側面があるのかと思ひております。広告仲介プラットフォームが必ずしも情報伝送だけではなくてその中間に出てくるような広告の連携した場合、確か元々の図で入っていたような気はいたします。一つ重要な点としては情報伝送プラットフォームについてこの話をしているのか、広告仲介プラットフォームについてどこの部分を言っているのか、両方ということもあるとは思ひうのですが、これが少しわかるようにしておい

た方がいいと思います。どちらかという情報伝送プラットフォーム向けにコメントされていた先生方のご発言が結構あったような気もしていましたが、他方で広告仲介プラットフォームでどこのどの方たちが実態としてどういう役割をしていて、どの人にどの程度働きかけるといいのかがまだ十分分析できていないように思います。最終的にはその部分は情報伝送プラットフォームの中で出てくる広告が多いので、情報伝送プラットフォームの出口の方を押さえればある程度済むだけなのか、それとも途中の伝送の段階でもさらに手を加えておかないと、十分に対策が結果としてできていないのかがあります。これは重要な論点であり、どこの範囲を規制対象にするのかということのと、それに対してどの対応を義務として与えるのかということになって、法令というか法制度を作るとすればかなり骨格になる部分だと思いますので、この点についてはぜひ重要な論点であるとして、整理していただければと思っておりました。

細かい点としては、(1)の上の方に経営陣にということもありますが、こういうことをする場合にやはり経団連など経済団体をしっかり巻き込む話も重要です。マルチステークホルダーといっても、市民社会の方だけではなくて、企業社会の方も含めて上手く関係者を巻き込んでいくということも重要なのではないかと思います。若干制度を超えている話ではありますが、以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。1点目は先ほどの論点と密接に関わるところで、やはり実態のわからなさというのがあるということかと思えます。そういう意味では、曾我部さんの情報伝送プラットフォームにどれくらい期待できるのかどうかということのも広告仲介プラットフォームとの関係次第などところがあるということですので、やはり先ほどから強調されている実態をまず把握、実態の把握のための情報収集あるいは情報提供ということはどう考えるのか、それを透明性という言葉の中で行っていくのか、それともまた別の情報提供という形になるのか、いずれにせよ実態調査というのが大前提になるということと関連している話かというように感じました。

それから経済団体の巻き込みということも重要だということだというような指摘が特にスライドの一番目の矢羽根であったということですけども、ここは確かに広告主側の考え方をどのように取り込んでいくのか、あるいは広告を出す企業をどのように巻き込んでいくのかという視点が非常に重要であるということはその通りかというように感じます。

それ以外の方はいかがでしょうか。森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。確かに広告仲介プラットフォームの業態という

のは複雑なものがありますので、落合先生のおっしゃるように調査というかそもそもどう
いう売り方をしてどんなプレーヤーがいるかというあのカオスマップみたいになってし
まうのだと思うのですけども、そういうことを研究して、まずはこの検討会で情報共有し
ていくということは重要だと思います。ですので、多分その上でということにもしかした
らなるかもしれないのですけども、やはり（２）との関係で一番インパクトがあるのは広
告主に対して媒体の枠を販売していますというときに、どのような媒体を販売しているの
かということについて、その基準を設けているかとJICDAQに入っているかというようなこ
とを媒体側の仲介プラットフォーム、メインはSSPなど、そういうところに尋ねていくと
いうことなのかというように思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。JICDAQさんという団体の名前が出てまいりまし
たけれども、そういう意味では今のスライドの１，２においては、おそらくは重要な役割
を果たしていただく、ご協力いただくことになるのかというようにも私自身も思います。
それ以外の方はいかがでしょうか。

そうしましたら、また後で戻ってくるとして、もし何かあればぜひお願いしたいと思
いますが、もう一つ論点がございますので、ここを先に見ておきたいと思います。先ほど既
に課徴金の話が出てきたと思いますけれども、実効性確保の手段方法についてというところ
が一つ目と、それから次の（２）のところは対象事業者の範囲というのはややテクニカ
ルな問題を含んでいくと思いますので引き続き検討ということで、今ここでどうしても議
論しておくということではない引き続きの検討課題になるのかと思います。ただ、ご意見
があればもちろんここでいただきたいと思います。いかがでしょうか。森さん、よろしく
お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。まず執行手段プロセスにつきましては、私はこ
こまで基本的には透明化ベースのルール設定をしようとしているわけですので、そのルー
ルに関してはしっかりした制度的担保、制裁をつけていただくのがいいと思います。課徴
金のお話が冒頭でもありましたけれども、そうしていただくのがいいと思います。やはり
プラットフォーム研究会から今日に至る一つの大きな課題として、どういう状況になっ
ているのか教えていただこうとしても教えてくださるところと教えてくださらないところと
あるということです。それはやはりお願いベースでやっても仕方がないと思います。
決して彼らが悪いわけではない、彼らとしてはグローバルにビジネス展開をしているわけ
ですから教えてくれと言われたときに当然それなりに資料をまとめたりするのも工数がか

かるわけですが、そのときにわかったとそれを教えてくれて教えなかったらどうなるかというときにどうもなりませんということでは、なかなかその株主にも説明がつかない。そうすると経営陣としてもそういうところになかなかリソースを割けないという厳しい立場に追い込まれてしまうわけですので、そういう意味ではコミュニケーションをスムーズにするという観点からもしっかりした法制度にさせていただいて、場合によっては法執行されて何がしかのペナルティ、制裁金を受けるかもしれませんよということにさせていただいた方が圧倒的に話が早い。透明性に関するルールについては特にそうだと思います。対象事業者の範囲ですけれども、これは大規模にさせていただくことに賛成です。やはり小規模なものと影響が小さいということ、それから負担が過重なものによって異なるということから、大規模なものに限定させていただくことに賛成です。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。前者についてはいわゆるプラ研の歴が長い森先生ならではの発言かなと思いました。ありがとうございます。それから(2)のところもやはり限定していくという方向にはもちろんなるのだろーと思いますけれども、どういう基準で限定していくのかというのはなかなか難しいところがあるわけですが、一つの切り方としての規模感ということが今出てきたのかというように思います。もちろんそれ以外の要素もありうると思いますので、今あればご意見いただきたいですし、なければ引き続き検討をしていく課題かと思います。水谷さんよろしく願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私も先ほど森先生がおっしゃったことに基本的に賛成ですが、若干付け加えるとすると、事業者の方に透明性とかの部分について自主的に対応していただくというのももちろん有り得たわけですが、そういう自主的な対応とかお願いベースというのは基本的に事業者のビジネスが右肩上がりするときとかで余裕があればやったださるわけですが、アメリカでも問題が指摘されていますけれども、経営とかビジネスが傾いてきたときに、そういうところからコストカットとか人員削減ということが始まっていくことになりますので、それをミニマムに最低限この部分は継続して透明化してくださいというようなことをやっていくためにも、こういう制裁プロセス、課徴金の議論が重要になるかと思います。その点でいうと、生貝先生からだったと思いますけれども、先ほどありましたけれども一足飛びに課徴金というよりも、段階的にやっていくという仕組みも検討されるべきところかと思います。勧告とか命令とかを挟んで最終的に強い制裁に行くというようなことも考えられるべきなのかというように思います。

2点目の対象事業者については、今のところはやはり社会的責務の観点から大規模など

ころが対応をすべきであるというように思っております。私から以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。透明化の確保をどのようにしていくのかということが一つ今回大きなフレームワークの中で問われているわけですが、やはり透明性の確保をしていくというのは、私はプラットフォームの自立性ですとかプラットフォームの自由というものを守るためにも実は重要なのではないかと、つまり透明性が確保されることによって不当な政府の介入とか、過剰な政府の規制介入を防ぐということもあるわけですので、透明性をどのように確保していくのか、アジャイルガバナンスというか非常に自主的自立的な規律フレームワークを作っていく上でもポイントになるところで、それをどのように確保していくのかというのは非常に重要であろうというように思います。その上で、この実効性を確保するときに、水谷さんからは課徴金も視野に入れるべきだけでもやはり段階的な制裁と申しますかペナルティの導入ということを考えていくべきなのではないかという御指摘だったかと思えます。重要なご指摘をいただいたと思えます。ありがとうございます。

それでは生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。2点でございます。まず一つは水谷先生の方から既にございましてリンクもいただきましたけれども、やはり多段階的、そしておそらく複数の手段というものを縦にも横にも考えていく必要があるのだろうというように思います。わけてもやはりリスクの評価軽減に関することというのは、その具体化のプロセスというのが極めて重要である、できる限り表現の自由と事業者様の柔軟性というものを担保しつつ、しかし確固たるマルチステークホルダー性を担保して、そして必要に応じて柔軟に変更というのも行っていかなければならない、そのためにどういう手段が必要なのか、このことはかなり複層的な方法が必要になると思います。例えば暫定的な措置でありますとかあるいはコミットメント手続きのようなものを含めていくということも、例えば考慮に値するのではないかと、マルチステークホルダーあるいはそこで作られた行動規範への参加ということも含めてしっかりインセンティブ、場合によってはある程度しっかりとそれを求めていくような仕組みを考えていく必要があるのではないかとというのが1点目でございます。

それから2点目につきまして、対象事業者の範囲を一定の要件を満たす大規模なものにするというのは、これは適正な方向性であると思えます。ただ、他方でこれもデジタルサービス法との対比で申し上げますとやはりDSAの中でもかなり大小問わず課せられる透明性

義務というところと、それからシステミックリスクへの対応という大規模なプラットフォームだけに課せられるものの両方を今回ある種対象にしているということができるのかと言ったときに、例えば前者というのは、ある程度その閾値というものを下げることあるのかもしれない。あるいは、そのプラットフォーム上で生じている問題というものが非常に深刻な、これは例えば有害情報の場合もあるでしょうし、あるいは違法な情報の流通であったとしてもそれは様々な深刻さというものがあるというように思います。そうしたことを考えたときに、当然やはりユーザー数等で一定の閾値は設ける必要があるかというように思うのですが、場合によっては、その他の質的な判断基準、例えば1000万人という数値を引いたとして、必ずしもそれに達しているわけではないのだけれども、そこで生じているリスクというものをしっかりと客観的に評価した上で、一定の規律というものをそちらにも及ぼしていく必要性というものはもしかすると生じる可能性があるのではないか。そうしたことも考えた上で対象事業者の範囲というものを、これも場合によっては多段階的に考えていく必要があるのかというように思いました。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。貴重なご指摘をいただいたと思います。一通り論点を議論したと思いますけれども、事務局の方で何か取りこぼしているところですか取りまとめをこれからしていく上で確認すべきところがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ここの部分はほとんど意見がなかったなだったので改めて意見を伺いたいといったことがあればと思いますけれどもいかがでしょうか。

【上原補佐】 基本的に論点としては全てさらっていただいたかと思います。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。最後の点について先生方もおっしゃられていたような課徴金の点について整備をしていくことについては異議がないというところでございます。そのときにどういうトリガーを設定するか、つまり多段階的などいうことを生員先生などもおっしゃっていただいておりますが、例えば調査協力であったりだとか、もしくは故意に隠蔽しているだとか、先ほど申し上げたような協力義務であったりだとか、それが故意的なものであるかどうかといったような、評価と課徴金の算定をしっかりとやらしめていくということが、インセンティブ設計としては非常に重要なのではないかと考えております。そうしていく中で、段階的に働きかけもしていきますし、本当に故意的といえますか、そういうような場合には課徴金の金額としても大きくなっていくし、むしろ

早期に問題事象を発見して報告したのであればそれは評価されるという、そういう段階的な組み方というのが、おそらく合理的なのだろうと思います。

あと1点、この対象事業者の範囲につきまして情報伝送プラットフォームになってございますが、情報転送プラットフォームだけでいいのかということがあるかと思いますが。先ほども議論していた広告仲介プラットフォームも場合によっては対象になるのではないかとはいいます。一方で、そもそもの範囲が対象事業者になるのかという特定が厳密にはされていない部分があるので、議論が難しいところがあると思いますが、そもそも義務を設定される範囲というのが、一定の大規模事業者だけにかかるのか、それとも、全体として前段の情報伝送プラットフォームと広告仲介プラットフォームも少し広めに義務がかかっている、そのうち特に一部のものだけ課徴金がかかるのかといったことがあるかと思えます。おそらく一般的に想像されることとしては、そもそも義務がかかっている範囲であれば課徴金もかかっているということで、定義の絞り方自体としてはおそらく一定の影響力があるといえますか、ユーザー数など基準がある中だとは思いますが、ここを一致させるのか、それともそうではなく一部任意のところがあるのかも含めて、そこは多分定義の設計の仕方にもよってくるかとは思いますが、今後議論して詰めていけるといいと思えました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。グラデーションと申しますか、このあたりは本当にいろいろなご意見を伺いながら議論を深めていかなければいけないところですので拙速に今結論を出すものではないかなというように思います。

1のところも現状多くのプラットフォーム事業者の皆様は誠実にしっかり取り組んでくださっていると思いますので、誠実に取り組んでおられるプラットフォームが損をしないと申しますか、正直者が損しないような、そういう仕組み・制度設計というものが重要ではないかというように思いました。

それでは、ちょうど時間ですので、全体を通じて何か一言発言したいというような構成員の方がいらっしゃいましたら、ぜひと思いますがいかがでしょうか。

生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。最後に先ほど落合先生がおっしゃっていたことと関係して、多分プラットフォームにもいろいろある。ここでは主として議論の対象としてはSNSのようなものが想定されていると思うけれども、例えば検索エンジンですとかあるいは様々なアプリを流通させる役割を担うアプリストアのようなものであるとか、ど

ここまで視野に入れるかはさておいても、非常に様々なプラットフォームが情報の伝送には関わっていて、重要な役割を果たしている。そのような多層性ですとか多様性というのは、この最後の対象というものを決める上で様々考慮していく価値があるのだろうと思いました。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは今日の議論をここまでにしたいと思えますけれども、本当にワーキンググループの皆様には大変なご負担をおかけして、今後の日本社会を考える上で極めて重要な論点をかなり集中的に議論していただいているというところがあると思います。繰り返しになりますけれども、とりまとまっていないものをとりまとめるべきではないと思いますので、事務局におかれましては今日は様々慎重な議論を含めているようなご意見が出たと思いますので、その点についてはしっかり取りまとめの中に反映をいただければと思います。

それでは事務局の方から最後に何か連絡事項はございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合につきましては、6月19日水曜日10時から第23回会合との合同開催を予定しております。議事等詳細につきましては別途ご案内させていただきます。以上でございます。